

## 平塚市地域公共交通活性化協議会 会長及び副会長の選出について

### 1 規定

#### 平塚市地域公共交通活性化協議会規約（抜粋）

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は委員の互選によって定める。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### 2 推薦

平塚市地域公共交通活性化協議会は、同協議会規約第5条の規定により、会長及び副会長を置くこととしております。昨年10月1日から新たな任期が始まり、今回が初の協議会となることから会長及び副委員長の選出を行う必要がございます。

事務局としましては、前任期からの継続性を考慮して、引き続き、学識経験者として都市計画・交通計画分野等において専門的知識を有する梶田佳孝委員を会長に、本市副市長として市の現状に幅広い知見を有する石黒順一委員を副会長として推薦いたします。

### 3 選任

梶田佳孝委員を会長、石黒順一委員を副会長とすることについて、別紙「書面議決書」により御回答をお願いします。承認しない場合は、別に推薦する委員の氏名を御記入ください。